

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十五報）」
（令和4年5月25日付事務連絡（厚生労働省子ども家庭局保育課））（抜粋）

（行事等における注意点など）

問 16 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添）に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている（※1）場合、学校プールにおける運用（※2）と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール（ビニールプール等）についても同様の管理が必要です。
- プール活動に当たっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらないよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

（※1）「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添）に従い、遊離残留塩素濃度が0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

（※2）「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課））

○本件についての問合せ先

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03－5253－1111（内線4853, 4854）

FAX：03－3595－2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp